

# 『お知らせ』

緊急事態宣言延長に伴う亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部からの指示に基づき、下記の期間、貸出停止とさせていただきます。

## 《期間》

- ・令和3年9月13日（月）～同年9月30日（木）

## 《利用料金》

- ・施設利用日が上記期間、すでに納入されている場合は全額還付とします。

※利用日が10月1日（金）以降分は、通常通りの取扱いで、取消される場合は7日前までに取消届を提出されましたら、承認後、5割相当額を還付いたします。

## 《電話対応について》

- ・上記期間の受付時間は午前9時～午後8時までです。（日曜日は午後5時まで）
- ・上記期間の利用申請・取消・変更については電話受け付けで対応し、宣言解除後速やかに書類を提出してください。（必要な書類は確認してください。）

令和3年9月13日

ご不明な点はお問い合わせください。  
亀岡市総合福祉センター 24-0294